

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

佐賀県人事委員会委員長 坂 本 洋 介

佐賀県人事委員会規則第16号

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則（平成14年佐賀県人事委員会規則第20号）の一部を次のとおり改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職員の職)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 主幹は、上司の命を受けて、事務局の事務の一部を<u>整理</u>する。</p> <p>6 係長は、上司の命を受けて、事務局の事務の一部を<u>処理</u>する。</p> <p><u>7・8</u> 略</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 調整主幹</u></p> <p><u>(3) 副主幹</u></p> <p><u>(4)～(8)</u> 略</p> <p>3 略</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、上司の命を受けて、事務局の事務の一部を<u>処理</u>する。</p> <p><u>6・7</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。